

## 新聞・雑誌・金属など 資源物は持ち去り禁止です。

「ごみ集積所から資源物を持ち去る者がいる」「ごみを持ち去った車がスピードを出して危ない」「集積所でごみ出しを待ち構えていて不安に感じる」など、昨年からの資源物の持ち去りに伴う苦情や相談が多く寄せられてきました。持ち去り禁止看板を設置したり、パトロールを行ったり、持ち去り行為の防止に努めてきましたが、4月1日からは、資源物持ち去り行為に厳しく対処する条例を施行します。

これは「市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を改正し、持ち去り行為の禁止と違反者への罰則規定を設けたものです。

### 条例内容（4月1日施行）

- 持ち去り禁止の対象となる資源物は「新聞」「雑誌」「ダンボール」「飲料用紙パック」「衣類・布類」「ペットボトル」「金属」「びん」です。
- 市または市が委託する業者以外は資源物を収集・運搬できません。
- 違反して収集や運搬をした者に対して禁止命令を出すことができます。
- 禁止命令に違反した場合は20万円以下の罰金が科されます。
- 法人などが業務として違反をした場合は、行為者とともに法人などにも罰金が科されます。

### 持ち去り禁止の対象



持ち去り行為を見掛けたら、環境政策課（各総合支所は地域振興課）まで情報をお知らせください。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 📠229-3354

- 市からのお知らせ P2
- シリーズ人権 P5
- 平成22年火災・救急・救助の概況 P6
- 三重短期大学法経科第二部生と科目等履修生を募集します P7
- 3月健康相談などのお知らせ P8
- みんなの情報掲示板 P10
- 津のひと・もの P12

## 弁護士法人 心

**取扱業務** 会社関係・債務整理・過払金・交通事故  
相続・労働問題・不動産取引・離婚・刑事・他

**債務整理・過払金・交通事故被害のご相談は無料です**

ご予約いただければ**夜間**及び**土日も**相談承ります（受付時間：平日9時～19時）

●任意整理・過払金請求事件：着手金0円・報酬 貸金業者1社につき2万＋減額分の1割＋過払金回収額の2割  
【破産同時廃止事件】：30万円～/【個人再生事件】：35万円～  
※事業の廃業・債権者数等により増額させていただきます ※実費・消費税別  
●その他の費用については、お問い合わせ下さい ★受任の際には弁護士との直接面談が必要です

http://kokoro.la 広告  
info@kokoro.la  
☎0120-41-2403  
(059-225-2403)

**津駅法律事務所**  
(三重弁護士会)  
津市羽所町345津駅前第一ビル5F  
(津駅 0.5分)

**名古屋駅法律事務所**  
(愛知県弁護士会)  
中村区椿町15-28サン名駅西口ビル5F  
(名古屋駅 0.5分)

弁護士

●西尾有司 (三重弁護士会) ●森田清剛 (愛知県弁護士会)  
●波多野寿哉 (愛知県弁護士会) ●田中三貴 (三重弁護士会)  
●堀田ますみ (三重弁護士会) ●赤田光晴 (愛知県弁護士会)  
●長谷川 駿 (愛知県弁護士会) ●斎藤美洋 (三重弁護士会)  
●川戸 雄介 (三重弁護士会)